

## VII 人権について

### 1 東京神学大学人権侵害防止対策規程

2012年3月26日定期理事会承認

#### (目的)

第1条 本学は、セクシャル・ハラスメント等、人権侵害の防止と対策に関する規程を設ける。これによって、本学における学生、教職員の信頼関係を保持し、また学業、研究、労働などあらゆる生活状況において、人権侵害のない快適で平穏な環境を提供することを目的とする。

#### (対象と範囲)

- 第2条 この規程は、本学における全ての構成員、即ち、教員、職員、学生を対象とする。それらのあらゆる立場の組み合わせ、また人種、国籍、性別、年齢、障がいの有無を限定しない。非常勤教員、臨時職員、特別研究生、科目等履修生や聴講生などの学生、ならびに公開夜間神学講座担当者・講師および受講生も構成員に準ずるものとする。
- 2 本学構成員同士の場合、勤務、授業時間のみならず、それ以外の時間や、また学外で起きた問題も対象範囲とし、この規程を適用する。
  - 3 学生については、学生寮のほか出席教会や夏期伝道実習先などで発生した場合も学内における場合に準ずるものとして対応する。

#### (定義)

- 第3条 (1) 人権侵害とは、人種、国籍、性、年齢、障がいの有無などに基づく差別的な言動や取扱い等により、相手の人格を損ない、もしくは人権を侵害することをいう。
- (2) セクシャル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言葉や行為、また不快な環境を作ることを行う。たとえ行為者が意図していなかった場合でも、相手に不快と思われる性的な言動はセクシャル・ハラスメントとなりうる。即ち、意図するとしないとにかかわらず、歓迎されない性的な言動によって相手に屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせることを指す。
- (3) ストーカー的行為とは、相手の意に反して交際などを執拗に要求することや、プライベートな部分に立ち入る行為を指す。手紙や電話、Eメールなどを相手の意思に反してたびたび送りつけることを含む。
- (4) ジェンダー・ハラスメントは、性差別により不当な役割分担を押し付けること、また、成績評価や業績評価、研究や学習の機会、昇進や進学などに関して性別により差のある扱いをすることをいう。
- (5) 二次的セクシャル・ハラスメントは、セクシャル・ハラスメントの被害者に対し、相談を受けた人が被害者の落ち度を追及したり、第三者が噂を流すなど、被害者を傷つけ、被害者の立場を悪くすることをいう。

(6) アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の地位又は権限を利用した不当な言動をいう。

(7) パワー・ハラスメントとは、職務上の地位又は権限を利用した不当な言動をいう。出席教会や夏期伝道実習先において、本学学生に対し、訓練の限度を逸脱した言動があった場合もこれに含む。

(人権侵害に関する相談)

第4条 セクシャル・ハラスメント等人権侵害に関する相談に応ずるため、本学ではすべての教職員がその声を真摯に受け止める用意がある。学生の相談については、クラス担任・寮監などの教員のほか、特にパストラルケアセンターが役割を果たす。なお、セクシャル・ハラスメント等人権侵害防止のため、日頃から啓発や牧会的配慮と指導がなされる必要がある。

(問題解決の具体的手続き)

第5条 本学において、第3条各号にあたる具体的な問題が発生した場合には、速やかに人権にかかわるハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という）を招集しなければならない。

2 調査委員会は事実確認をし、緊急を要する場合には学長と相談の上、当事者に対して迅速かつ適切な処置および救済措置をとらなければならない。

3 教授会は調査委員会の報告を受け、必要な場合には、学則に基づき厳正な措置をとる。

4 前二項の運用にあたっては、相談内容等に関して個人のプライバシーに十分配慮するものとする。

5 調査委員会については別に内規を定める。

(出席教会や夏期伝道実習先における人権侵害)

第6条 出席教会や夏期伝道実習先において第3条各号にあたる疑いのある事例が生じたときにも、調査委員会を招集しなければならない。調査委員会は、教会実習委員長の意見を聞いた上、当該教会牧師と学生の間を調停し、あるいは学生の出席教会を変更することができる。

2 前項の措置を行う場合、学長は当該教会の牧師に直接、調査委員会の意思を伝えることができる。

3 公開夜間神学講座において、第3条各号にあたる疑いのある事例が生じ、調査委員会が招集されたとき、調査委員会は、学外活動委員長の意見を聞くことができる。

(規程の見直し)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則 東京神学大学セクシャル・ハラスメント防止対策規程（2002年11月25日 定期理事会承認）は、本規程を理事会が承認したときに廃止する。

## 2 東京神学大学「人権にかかわるハラスメント調査委員会」内規

2012年3月26日 定期理事会承認

第1条 東京神学大学は「東京神学大学人権侵害防止対策規程」第5条および第6条に基づき、人権にかかわるハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

第2条 調査委員会は、教授会メンバーによって構成し、教授会書記、パストラルケアセンター室長、学生課主任の3名がこの任にあたる。ただし、問題の当事者がその中に含まれる場合、また問題に直接関与している者がいる場合には、中立的な判断をするため、別の教授会メンバーと交替するものとする。

第3条 調査委員会は、問題当事者の双方から事情を聴取し、問題をできる限り客観的に把握しなければならない。

2 前項の客観的問題把握のために、事情聴取並びに議事の記録を文書によって作成し、保存しなければならない。

3 当該問題の被害者が承諾すれば、問題当事者双方の事情聴取並びに議事を録音することができる。

4 調査委員会は、問題当事者の双方が承諾すれば、当事者のクラス担任または出席教会牧師の意見を聞くことができる。但し当該クラス担任または出席教会牧師が問題の当事者である場合は、この限りではない。

第4条 調査委員会は、緊急を要する場合には、学長と相談の上、当事者に対して迅速かつ適切な処置および救済措置をとることができる。

第5条 調査委員会は、招集されてから15日以内に調査報告書を教授会に提出しなければならない。

第6条 調査委員会は個人のプライバシーに配慮し、調査内容を他に漏洩してはならない。

附 則 東京神学大学セクシャル・ハラスメント調査委員会内規（2002年11月25日定期理事会承認）は、本内規を理事会が承認したときに廃止する。